

「環境改善へのスピリッツ及び使用注意事項」

藤沢市ボーイスカウト連絡会
野営場管理担当幹事 増田多加男

藤沢市ボーイスカウト連絡会は、これからの社会を担う子供達のために「湘南鵜沼野営場」を地主の方のご協力・ご厚意により、40 年程前から活動の拠点となるよう提供していただき管理運営をしております。その後、15 年程たった後、「みどりの広場」として登録され、藤沢市のご指導により、藤沢市公園みどり課・鵜沼市民センターのもと、藤沢市ボーイスカウト連絡会がレクリエーション広場・ボーイスカウト野営場として日常の維持管理をしております。

この野営場は、ボーイスカウト・ガールスカウト活動及び子どもたち・青少年たちの環境教育活動における自然体験環境学習プログラムに限り、キャンプ・かまど炊事・キャンプファイヤー等を許可しています。

しかし、ここ数十年の社会状況の変化とともに他の施設広場等と同様、湘南鵜沼野営場では「いたづら・破壊行為・落書き・盗難など」様々なトラブルが繰り返され悩まされ続けてまいりました。トラブル後、警察に通報・幾度も自ら処理・補修等を行い、花の種蒔き・緑化・不法投棄物排除等の状況改善に努力してきました。

平成 15 年 5 月 25 日より新たな管理体制と指針を設け努力した結果、状況は以前より好転いたしました。またトラブル等は皆無に至ってはおりません。

管理運営と環境改善の方法について今まで経験した事象を省みながら考察し、より良い方策を考え、これまでのように事後の補修・修繕・廃棄物処理等も継続して行っていく方針です。

また、将来を見据え「社会環境：あるべき姿の探求及び今までの事柄・経験等」を糧に、スカウト精神に則り「多くの方々の憩い・潤いの場：次世代に継続する価値ある緑の広場・・・環境づくりの実践」を志そうと考えます。

将来へ展開する具体的な基本計画の立案と実行を心がけ、周辺環境改善の動きへの呼び水となるような「みどりの広場：気持ちの良い野営場」を目指したいと考えております。

多くの方のご協力、ご援助をお願いいたします。

《みどりの広場・野営場：使用時のスピリッツ》

* スカウト活動創始者：ベーデンパウエル卿の言葉を忘れずに・・・

■ 「世界のスカウトたちへ「最後のメッセージ」ベーデンパウエル

“自然研究は、神があなたを楽しませるために創造された世界が、いかに美しく素晴らしいものに溢れているかをあなたに示してくれる・・・生まれたときより少しでも良い世界を残すように努力しよう。”

■ ベーデンパウエル著「ローパーリング・ツウ・サクセス」

“しっかり目を見開き、耳を澄ますならば、誰にとっても、森はそのまま研究室となり、クラブとなり、礼拝堂ともなる。”

* ニューヨーク「割れた窓」理論をお手本に・・・

割れたままにしておくと、その荒れ果てた風景がさらに悪い環境とか犯罪を呼び込み、ますます荒廃していく・・・ニューヨークでは、落書きを消し去ったり、ガラスを交換したりしただけで、その場所で起こる犯罪が激減した。規制強化とか取り締まり強化を行うよりも成果が上がったという。

・・・何事も自ら先駆けてより良くしていく行動をとろう。

スカウト精神をもとに、地域と共生する形で存在する「みどりの広場・野営場」で、より良い環境づくりへの貢献を目標としたスカウティングを実行しよう。

■ 鶴沼野営場：管理運営・整備及び行動の基本指針

- ・ スカウトの一員として「これからの社会に役立つ環境づくり」を考え、将来にわたって様々な年代のスカウト関係者と多くの人々が協働するコミュニケーション型の環境プログラムが実行できる野営場を創ろう。
- ・ 身近な環境からスタートし、次世代に役立ち引き継がれる精神・行動とスカウト関係者が誇りを持つことができる活動成果と広場の環境づくりを目指そう。
- ・ 鶴沼：四季の風景を彩り、花が咲き乱れ、鳥・昆虫などのたくさんの生き物が生息する環境を生み出そう。
- ・ 子供達が多様な自然生態を体験・学ぶことができるような緑の野営場・野外広場を創り出そう。
- ・ 広場の環境整備を通じ、地域の方々との情報交換・協力活動が可能となるようなネットワークを生み出そう。

■ 鶴沼野営場：使用上の注意事項等

鶴沼野営場は「みどりの広場 149号 管理：藤沢市」です。日常の維持管理を「藤沢ボーイスカウト連絡会」が行っています。・・・鶴沼エリアの憩いのスペース・昔懐かしい原っぱ広場、ボーイスカウト活動の野営場として使用しています。

この場所は、スカウト活動の場だけでなく、公共的な憩いのスペース「みどりの広場」であり、散策運動される人たちも多く、たくさんの親子連れ子供たちが走り回り遊ぶ広場のため、下記の注意事項を遵守した節度ある行動と言動をお願いします。

また、ここに記載されない注意事項等は、公共的な公園等使用マナー・基本ルールに準じます。

* 「藤沢市全てのみどりの広場は、原則として火気・直火・花火禁止」の規則がありますが、

● 「みどりの広場」登録となる以前からボーイスカウトとしての野営場使用である。

● ボーイスカウトスカウト・ガールスカウト活動及び青少年環境教育活動における自然体験環境学習プログラムに限り「キャンプ・かまど炊事・キャンプファイヤー等」は可能とする。

として、この規定から除外しています。また、花火については、直接スカウト活動・環境教育活動に関わらないため、藤沢のみどりの広場使用規則に準じ禁止とします。

1. 野営場で次の行為等を目撃した場合は、直ちに野営場管理者に連絡し指示を仰いでください。
 - ・ 自然環境及び施設への破壊行為や落書き
 - ・ 窃盗、不法投棄等の犯罪行為
 - ・ 未成年者の飲酒喫煙及び不正行為
 - ・ 野営場での無断キャンプ使用、野営資材装備等の無断使用
 - ・ 車両ゲート・倉庫・トイレ等野営場施設の破壊・無断立ち入り等
 - ・ ゲート柵の破壊
 - ・ 野営場管理者の許可を得ない無断駐車
 - ・ その他野営場広場の環境・近隣住居等に害・迷惑を及ぼす行為等
2. 野営場・広場内での車・自転車等の事故、散策運動時・諸活動等の事故、盗難他のトラブル等に野営場管理者は一切責任を負わないものとしますが、必ず野営場管理者に連絡した上で警察署・消防署等に届出てください。
3. 様々な動物たちを連れて散策・運動に来る方々が排泄物を放置した場合、その方々に注意し事後の清掃を促すか、またはスカウトらしく自ら排泄物の後かたづけを行ってください。
4. 資材・ごみ・廃棄物等を無断仮置き・放置・投棄した場合、その該当者に注意し回収・清掃を促すか、スカウトらしく自ら清掃・後かたづけを行ってください。
不審な人物・危険を感じる人物・危険な物等の場合は、必ず野営場管理者に連絡した上で警察に届出てください。

5. キャンプ及び諸活動等で生じたゴミ・生ゴミは全て持ち帰りが原則です。
避けられない理由によりゴミ類を焼却する場合は火の始末・風向き・強風に注意し、火災発生安全確保には特別に留意してください。尚、焼却する場合は有害なガス・不快な臭いの発生するものは避けてください。避けられない理由により生ゴミを埋設する場合はきちんと処理し、蠅・虫類及びカラス等がたからないようにしてください。
6. テント設営及び諸活動での「テント側溝・大きな穴」等を掘ることは原則として禁止します。
避けられない理由により掘る場合は、広場部分を避け、隅・境界側で側溝・穴を掘ってしっかりと埋め戻してください。
7. テント設営場所は原則として自由としますが、近隣の方々の通行を阻害しないように配慮して設営場所を判断してください。
尚、南側の旧畑エリアは耕作用の土壌のため土が軟らかく、雨天時においてドロドロになってしまう可能性が高いため、あらかじめ天候予報に留意して雨天の可能性が高い場合は、南側の旧畑エリアにテントを設営しないほうが良いと思います。
8. 集中豪雨時等には高い地盤にある東側畑ゾーンからリトル野球場に向かって大量の雨水が流れ込んできます。昨年の豪雨時、一時的に野球場に続く野営場東ゾーンが水没したこともあります。くれぐれもご注意ください。
9. リトル野球場側の以前の入り口は車両進入禁止柵を設け、自転車歩行者用の入り口とします。車両の入り口は、野営場南西部の道路に面した旧畑部分の真中の場所とし、丸杭ロープ柵を一部開放した車ゲートに限ります。
10. 駐車スペースは、野営場南西部の旧畑道路側60mの部分とし広場内部への駐車を禁止します。これにより、車で道路側の雑草エリアが踏み固められ、今後の雑草繁殖を予防できます。駐車する場合は、旧畑道路側に整然と並べて駐車願います。
11. 車両については、活動装備運搬・搬出入及び野営場整備・管理用車両等に限り、広場内まで進入可能とします。荷物の積み降ろしが終了後、速やかに10項記述の駐車スペースに移動し駐車願います。以前に比べて倉庫まで簡単に車が入られますし、中央の広場を通過して車を乗り入れる必要が無く、広場での行事に支障がなくなります。
12. トイレは、使用後は必ず清掃、水洗槽の水・トイレトペーパー・洗剤等の補充及び施錠をお願いします。
排泄貯留槽を点検し、汲み取りの必要の有無も連絡願います。
13. 水道の使用も自由とします。使用後の施錠をお願いします。また、電気・水道費用は野営場管理者が負担支払っていることに配慮し、使用後の報告をお願いします。
14. 近隣の方々、散策運動に訪れているの方々とは挨拶・コミュニケーション・意見交換等を行い、より良い関係が生まれるように努めてください。お願いします。
15. 上記14項目及びその他気が付いた点について、野営場使用後に簡潔な報告書の提出を必ずお願いします。書式は自由とし、鶴沼野営場管理者：増田までメールにて送付してください。よろしくお願い致します。
16. 野営場の鍵をボーイスカウトの各隊指導者、主要団委員・RS・VS及びBS藤沢連絡会1名の方に鍵をお渡ししてありますが、野営場使用・倉庫備品使用の場合は、必ず3日前までに鶴沼野営場管理者：増田宛メール又は携帯電話にて連絡をお願いいたします。

■ 自然体験環境学習活動の主旨

スカウト精神をもとに、地域と共生する形で展開する環境プロジェクトチームを設立し「21世紀の緑の野営場：より良い環境づくり」への貢献を目標としたスカウティングを探求し実行する。



■ 基本の方針と方向性

- ・ スカウトの一員として「これからの社会に役立つ環境創出プログラム」を考え、将来にわたって様々な年代のスカウト関係者と多くの人々が協働するコミュニケーション型の環境プロジェクトの実行を志す。
- ・ 身近な環境からスタートし、次世代に役立ち引き継がれるプロジェクトの展開とスカウト関係者が誇りを持つことができる活動成果と環境づくりを目指す。
- ・ 鶴沼：四季の風景を彩り、花が咲き乱れ、鳥・昆虫などのたくさんの生き物が生息する環境を確保する。
- ・ 子供達が多様な自然生態を体験・学ぶことができるような緑の野営場・野外広場を創り出す
- ・ 環境プロジェクトを通じ、他 NPO との情報交換・協力活動が可能なネットワークの構築を志す。

■ プロジェクトチーム

活動メンバー 藤沢市内外のスカウト関係者から自主参集を募る。または一般賛同者を募る。

アドバイザー 藤沢市内外から賛同していただける専門分野の方にお願ひする。

企画調整管理 藤沢市BS連絡会
緑の環境づくりプロジェクトチーム 増田多加男（野営場管理人）
(090-5335-8376) メール 0511884801@jcom.home.ne.jp
253-0053 茅ヶ崎市東海岸北5-7-9

■ 予算計画

年間計画をベースに活動予算を算出、チーム構成員の中で必要に応じて実行費・経費を徴収する。また、立案したプロジェクトを公開し協力賛同者・グループを募り必要費用の確保を図る。

■ 野営場整備活動・プログラムリスト案（アイデア例）

下記のプログラム例・・・管理・整備・改修と様々な企画・アイデアを組み合わせ、楽しく時を過ごすと、いつのまにか野営場・みどりの広場が魅力的に、きれいになっているような活動を基本として年間計画を考える。（広場であり固定する構築物等の作成プログラムは厳禁）

- ・ 野営場周辺境界ゾーン：柵の改善と実のなる低木垣根・花咲くツタ植物で緑化
- ・ 樹木の剪定・・・見通し良い広場をつくる・人の視線上の枝払い
- ・ 樹木の枝払いと薪・たきぎ・炭づくり、木陰の下にベンチをつくる
- ・ 一斉清掃宝物探し（宝物を隠し清掃を兼ねてみんなで探し出す）
- ・ 広場でアート：柵整備とゲート改修で自然素材の屋外彫刻にチャレンジ

- ・ 夜間発光する「光の道」：太陽利用夜間発光の道しるべを創る・蓄光塗料、蓄電 LED 利用
- ・ 小さな水辺のプレゼント：小さな瓶・ポリタブに水と水草を入れ、藤沢メダカを繁殖させる（ワザと蚊を呼び込みボウフラをメダカに食べさせる・・・小鳥の飲み水も兼ねる）
- ・ 小鳥を呼ぶ実のある樹木を増やそう
- ・ 四季の彩り「花咲かプログラム」
 - * 種蒔き、苗植え、種採り・・・野営場に彩りを
 - * コスモス、タンポポ、レンゲなど・・・広場は美しい草花カーペット
- ・ 既存植物を活かしたプログラム
 - * 野草で料理：つくし、ふき、よもぎ（春）
 - * 山桑の実でジャムづくり（初夏）
 - * 自然薯を育てよう（春～秋）
 - * 山菜を育てて食べてみよう：タラの木、野ミツバ、ワラビ等
- ・ 野菜フィールドにチャレンジ：雑草地の片隅で雑草に負けない本物の無農薬野菜を育てる
- ・ 落ち葉を拾ってカブトムシを育てよう
- ・ いざという時体験プログラム：炊き出し体験企画、非常用備蓄食糧の試食会等
- ・ 野営場で近隣親睦パーティ、自然環境学習プログラム企画
- ・ プロジェクト及びプログラム定例検討会議、他賛同グループとの連携会議
- ・ 緑の環境づくりプロジェクトへの募集企画とHP活動紹介&広報



■ 年間計画案

以下は例示であり、四季の特長を活かした様々なプログラムを組み込み環境整備に効果的かつ魅力的な活動を行う。

< 6月～8月 > 夏

野営場周辺境界ゾーン： 柵の改善と低木垣根・ツタ植物での緑化等
 花咲かプログラム：雑草刈りとコスモスの種撒き・野菜フィールドにチャレンジ
 山桑の実でジャムづくり
 樹木の剪定・・・見通し良い広場をつくる・視線上の枝払い：薪づくり

< 9月～11月 > 秋

一斉清掃宝物探し（清掃を兼ねて宝物をみんなで探し出す）
 いざという時体験プログラム：炊き出し体験・非常用備蓄食糧の試食会
 自然環境学習プログラム企画、野営場で親睦パーティ
 小鳥を呼ぶ実のある樹木を増やそう

< 12月～2月 > 冬

柵とゲート改修で自然素材の屋外彫刻にチャレンジ
 野営場で近隣親睦パーティ、自然環境学習プログラム企画
 夜間発光する「光の道」づくり

< 3月～5月 > 春

一斉清掃宝物探し（清掃を兼ねて宝物をみんなで探し出す）
 小さな水辺のプレゼント：小さな瓶・ポリタブで藤沢メダカを繁殖させる
 自然薯を育てよう、野菜フィールドにチャレンジ

■藤沢市ボーイスカウト連絡会 野営場 共通使用規則

(御所見の森・善行の森・鶴沼野営場共通)
藤沢市BS連絡会

藤沢市ボーイスカウト連絡会は、これからの社会を担う子供達のために野営場を地主の方及び藤沢市等々のご指導・ご協力により、活動の拠点となるよう提供していただき管理運営をしております。スカウト活動等に使用する場合は下記の規則の遵守をお願いいたします。

- 第1条 野営場をスカウト活動に使用しようとするものは、事前に管理責任者（増田多加男・TEL090-5335-8376）に連絡をとり、了承を得なければならない。管理者了承後に使用者は、水道・便所等の施設使用方法の説明を受けることができる。
- 第2条 本野営場を使用したものは、使用後直ちに管理責任者へ報告しなければならない。また、関係者・非関係者にかかわらず、野営場に対しての不法不当な行為が見受けられた場合は、直ちに管理責任者へ連絡し指示を仰ぐものとする。
- 第3条 本野営場を使用しようとする者は、スカウトにふさわしく野営ルールを遵守し、自然を大切に、帰営の際は、空ビン・空き缶・残菜・ごみ等すべて持ち帰ると共に、原状に復し、ただ感謝のみを残すようにしなければならない。
- 第4条 本野営場を使用する者は、早朝及び深夜の活動はつつしみ、都合上活動せざるを得ない場合は、周辺民家に迷惑をかけないように配慮すると共に、野営場隣地の畑・空地などに立ち入ってはならない。また、駐車場所は車両ゲートの東側1列10台分のエリアとし、正当な理由のある場合に限り管理者の許可を得て10台以上駐車することができる。ただし、活動に必要な荷物の搬出入に係わる車両はこの限りではない。
- 第5条 本野営場を使用した引率責任者は帰営の際、使用した場所及び施設の点検をすると共に、野営場全域及び便所等の施設の清掃がなされていることを確認しなければならない。また、水道蛇口と各所の鍵の施錠は必ず行うものとする。
- 第6条 本野営場の使用については、藤沢市ボーイスカウト連絡会・藤沢市ガールスカウト連絡会に加盟の団を優先し、ボーイスカウト及びガールスカウト以外には原則として使用を許可しないこととする。ただし、野営場管理委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 第7条 本野営場の維持管理のため、使用期間を問わず藤沢市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡会加盟団が使用する場合は、又は加盟団が主催して行う行事等に使用する場合は：1団体1回¥500円を、連絡会非加盟団が使用する場合は：1団体1回¥1000円及び1人1回¥100円の維持管理費を分担しなければならない。
ただし、野営場管理委員会が維持管理費を分担しなくても良いと認めた場合はこの限りではない。
- 第8条 本野営場の使用については、原則として申し込み順とするが、藤沢市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡会加盟団体が公平に使用できるようにしなければならない。
- 第9条 本規則は、スカウト活動に基づいた野営場使用を前提として定めたものであるが、野営場管理委員会が特別に使用了承した他団体・グループの活動の場合にも同様に規定される。
また、本使用規則に反した者については、本野営場の使用を拒否することとする。

以上